

資料 7-1 防災関連機関連絡先一覧

[平成 年 月 日現在]

1. 福井県

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福 井 県	危機対策・防災課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308		018-111-61 -2171
	河川課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0480		018-111-61 -3393
	砂防防災課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0494		018-111-61 -3395
嶺 南 振 興 局	二州県民サービス室	敦賀市中央町 1-7-42 (敦賀合同庁舎)	0770-22-0002		
	二州農林部				
	若狭県民サービス室	小浜市遠敷 1-101 (若狭合同庁舎)	0770-56-2216		
	税務部				
	農村整備部				
	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5	0770-22-3747		018-407-2
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300		018-408-2
	敦賀土木事務所	敦賀市中央町 1-7-36	0770-22-4661		018-111-78 -5140
	小浜土木事務所	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2103		018-111-79 -5151
敦賀港湾事務所	敦賀市桜町 2-1	0770-22-0369		018-413-1- 10	

福井県警察

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福井県警察本部	警務科	福井市大手 3-17-1	0776-22-2880		
敦賀警察署		敦賀市木崎 12-18-1	0770-25-0110		
小浜警察署		小浜市南川町 16-27	0770-52-0110		
敦賀警察署 三方交番		若狭町三方 42-14	0770-45-0007		
小浜警察署 上中交番		若狭町上吉田 5-31-2	0770-62-0019		

2. 指定地方行政機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
北 陸 農 政 局 福 井 地 域 セ ン タ ー 敦 賀 支 所	地域第一課	敦賀市松栄町 7-28	(代)0770-23-5700		
福 井 森 林 管 理 署 小 浜 森 林 事 務 所		小浜市千種 1-12-21	(代)0770-52-0315		
敦 賀 海 上 保 安 部 小 浜 分 室		小浜市川崎 1-3-1	(代)0770-52-0494		
福 井 地 方 気 象 台		福井市豊島 2-5-2	(代)0776-24-0069		018-452-2
近 畿 地 方 整 備 局 福 井 河 川 国 道 事 務 所	小浜国道維持出張所	小浜市遠敷 1-101	(代)0770-56-1617		
近 畿 地 方 整 備 局 北 川 出 張 所		小浜市遠敷 1-101	(代)0770-56-1764		
中 部 運 輸 局 敦 賀 庁 舎		敦賀市港町 7-15	(代)0770-22-0003		
福 井 労 働 局 敦 賀 労 働 基 準 監 督 署		敦賀市鉄輪町 1-7-3	(代)0770-22-0745		
敦 賀 公 共 職 業 安 定 所		敦賀市鉄輪町 1-7-3	(代)0770-22-4220		
小 浜 公 共 職 業 安 定 所		小浜市後瀬町 7-10	(代)0770-52-1260		

3. 自衛隊

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
陸 上 自 衛 隊 第 14 普 通 科 連 隊	第三科	石川県金沢市野田町 1-8	(代)076-241-2171		
陸 上 自 衛 隊 第 302 施 設 隊		鯖江市吉江町 4-1	(代)0778-51-4675		
海 上 自 衛 隊 舞 鶴 地 方 総 監	防衛部	京都府舞鶴市字余部下 1190	(代)0773-62-2250		
航 空 自 衛 隊 第 6 航 空 団	防衛部	石川県小松市向本折町 戊 267	(代)0761-22-2101		

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
西日本電信電話(株)	金沢支店 (支店長)	石川県金沢市出羽町 4-1	076-220-4211	局番なし 113	
日 本 赤 十 字 社	福井県支部	福井市月見 2-4-1	0776-36-3640		
関 西 電 力 (株)	美浜営業所	美浜町郷市 13-8	0770-32-0025		
	小浜営業所	小浜市南川町 14-53	0770-52-5650		
西日本旅客鉄道(株)	小浜鉄道部	小浜市駅前町 1-1	0770-52-0002		
日 本 通 運 (株)		小浜市駅前町 14-1	0770-53-1050		
日 本 放 送 協 会 福 井 放 送 局	嶺南報道室	敦賀市本町 2-10-3	0770-22-3100		
	小浜通信部	小浜市湊 12-11-2	0770-52-0180		
郵 便 事 業 (株) 北 陸 支 社		石川県金沢市尾張町 1 丁 目 1-1	076-220-3111		

5. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
医 師 会	三方郡医師会	若狭町気山 305-1	0770-45-1131		
	小浜医師会	小浜市塩釜 82	0770-52-0028		
若狭町社会福 祉 協 議 会		若狭町市場 18-18 (パ レオ若狭内)	0770-62-9005		
農 業 協 同 組 合	敦賀美方(協)	若狭町鳥浜 46-5	0770-45-1122		
	若狭(協)	小浜市遠敷 8-8-1	0770-56-5600		
森 林 組 合	れいなん森林 組合	小浜市神宮寺 5-30	0770-56-5600		
若狭三方漁業 協 同 組 合		若狭町小川 17-36	0770-47-1331		
わかさ東商工会		若狭町中央 1-5	0770-45-0222		

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料7-3 地震・津波情報の広報文例

地震・津波情報の広報文例

[例文1 《津波》]

●海浜にある者への避難（勧告・指示）の伝達

- ・緊急連絡をします。こちらは、若狭町役場です。
- ・〇〇の地震の影響による津波の到達予想時刻は、〇〇時〇〇分頃です。
- ・海や浜にいる人は、至急、高台に避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動して下さい。
- ・以上、若狭町役場からの緊急連絡です。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文2 《地震発生直後》]

●地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）

- ・こちらは、若狭町役場です。
- ・ただいま、〇〇を震源とする震度〇〇の地震がありました。
- ・ガスの元栓をしめて、火の元を消して下さい。
- ・電気器具のスイッチも切して下さい。
- ・停電した場合は、懐中電灯を使って下さい。
- ・マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
- ・ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
- ・屋外にいる人は、壊れた建物やビル、ブロック塀、高圧線から離れて下さい。
- ・ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけて下さい。
- ・車に乗っている方は車を左側に寄せ、エンジンを切って様子を見て下さい。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
- ・以上、若狭町役場です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文3 《地震後の避難》]

●住民への避難（勧告・指示）の伝達

- ・こちらは、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・先ほどの地震により、町内各地で家屋の倒壊などの被害が発生しています。
- ・よって若狭町では住民への避難（勧告・指示）を発表します。
- ・住民の皆様は、すみやかに各地域の避難所へ避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動をして下さい。
- ・なお、避難するときの持ち物は最小限にし、徒歩で避難して下さい。
- ・以上、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文4 《地震後の注意事項》]

●地震発生後の注意事項（震度4以上の場合）

- ・こちらは、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・〇〇地方の地震はおさまりました。
- ・震源は〇〇、若狭町の震度は〇〇と発表されました。
- ・しばらくの間、してはならないことは次のとおりです。
 - ◇ 電話は使わないで下さい。
 - ◇ 水はむだにしないで下さい。
 - ◇ 必要もないのに表に出ないで下さい。
 - ◇ マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
 - ◇ たばこはしばらく、がまんして下さい。
 - ◇ 照明スイッチをつけたり消したりしないで下さい。
- ・出所のわからない情報・デマには一切耳を貸さず、人にも伝えないようお願いいたします。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・以上、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

資料 7-4 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用に関して、上中町長と福井県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱についても、本協定を準用する。

昭和 38 年 8 月 20 日

上中町長 玉井 芳太郎

福井県警察本部長 上田 利 実

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 上中町長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第 2 上中町長が法第 57 条の規定に基づき、使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 上中町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備の使用等を行う場合は、原則として当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官（所轄警察署長）にたいして、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- ①使用等使用とする警察通信設備
- ②使用等使用とする理由
- ③通知内容
- ④発信者及び受信者

第 4 通信統制官は、当該申込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱の順位の決定は、通信統制官が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等を斟酌（しんしゃく）して決定するものとする。

第 5 上中町長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知又は警報を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官に連絡しておくものとする。

第 6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設又は通信連絡器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

資料 8-1 県防災ヘリコプター応援要請書の様式

様式第1号 (第3関係)

要 請 団 体	発信者				
災 害 種 別	1 : 救急	2 : 救助	3 : 災害応急	4 : 火災防御	5 : 広域応援
要 請 内 容	1 : 救急	2 : 救助	3 : 物資等輸送	4 : 火災消火	5 : 広報 6 : 調査
発生場所・目標	(市・町) 丁目		番地 ・ 目標		
発 生 日 時	年 月 日 (曜日)		午前 ・ 午後 時 分		
災害(事故)概要					
気 象	天候	風向	風速	m / s	気温 ℃
	視程	m	雲高	m	警報・注意報
出場先臨時着陸場	場所 (市・町) 丁目		番地		
	目標		要請側病院名		
輸送先臨時着陸場	場所 (市・町) 丁目		番地		
	目標		輸送先病院名		
傷 病 者 等	傷病者氏名		生年月日 年 月 日 歳		
	傷病名		程度(重・中・軽) 男・女		
地 上 指 揮 者	指揮者名		コールサイン		
コ ー ル サ イ ン	無線種別 (全国波 ・ 県波 ・ 市町村波)				
他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名		機数 機		
要 請 日 時	年 月 日 (曜日)		午前 ・ 午後 時 分		

資料 8-2 福井県広域消防相互応援協定書

福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、福井県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。）における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町村（以下「関係市町村」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町村が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市の市長（一部事務組合にあっては、管理者とする。以下同じ。）の要請をまたずに出動する応援。
 - (2) 特別応援 関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地市の市長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により災害発生市町村との連絡をとることができないときは、関係市町村の市長は、災害発生市町村からの要請があったものとみなし応援出動することができる。
- 2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町村の市長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町村（以下「要請市町村」という。）の市長は、次の事項を明確にして応援する市町村（以下「応援市町村」という。）の市長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生場所及び災害の状況
 - (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
 - (5) 集結場所
 - (6) その他必要な事項
- 2 要請市町村の市長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町村の市長に提出しなければならない。
- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町村は直ちにその旨を災害発生地市の市長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町村の市長は、当該市町村の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町村の市長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請市町村の市長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、応援を受けた市町村の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町村の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、要請市町村の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町村の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町村の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町村の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町村の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、平成8年7月1日から平成10年6月30日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町村からも何らの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書12通を作成し、関係市町村の長は、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

資料 8－3 福井県・市町村災害時相互応援協定

福井県・市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が相互に協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

- 2 隣接市町村は、収集した情報を県に対して速やかに報告するものとする。
- 3 県は、収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村からの応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

- 2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供およびあっせん
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにして無線または電話等で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めるときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

福井県知事	栗田	幸雄
福井市長	酒井	哲夫
敦賀市長	河瀬	一治
武生市長	小泉	剛康
小浜市長	辻	與太夫
大野市長	天谷	光治
勝山市長	今井	三右衛門
鯖江市長	西沢	省三
美山町長	藤田	海三
松岡町長	河合	弘和
永平寺町長	川崎	不二雄
上志比村長	今沢	英二
和泉村長	池尾	長久
三国町長	半澤	政二
芦原町長	奈須田	和彦
金津町長	川瀬	宏
丸岡町長	高倉	忠
春江町長	坪田	儉治
坂井町長	高橋	耕二
今立町長	若泉	征三
池田町長	古川	嘉雄
南条町長	坂川	彦太
今庄町長	赤星	亮一
河野村長	清水	金二
朝日町長	細川	邦雄
宮崎村長	木村	橘次郎
越前町長	京谷	宗雄
越廼村長	藤上	義六
織田町長	武田	直登
清水町長	大坂	春松
三方町長	上田	治太郎
美浜町長	綿田	光雄
上中町長	霜中	衛
名田庄村長	下中	昭治
高浜町長	田中	通
大飯町長	古池	和廣

災害時における相互応援協定

吹田市（以下「甲」という。）と若狭町（以下「乙」という。）とは、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吹田市域内又は若狭町域内において、大規模な災害が発生した場合意における相互応援に関し、必要事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- ・大規模な地震による災害
- ・大雨又は暴風による災害
- ・大規模火災
- ・その他突発災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援活動の要請）

第3条 この協定に基づく応援活動（以下「応援活動」という。）は、前条各号のいずれかに該当する災害が発生した市町（以下「受援市町」という。）の長が、応援を受ける必要があると認めるときは、一方の市町（以下「応援市町」という。）の長に対して要請するものとする。

2 前項に規定する応援活動の要請は、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、事後速やかに応援活動要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- ・災害の種類、発生日時、場所及び期間
- ・応援を必要とする物資、場所及び期間
- ・連絡・誘導担当者の所属、役職、氏名及び連絡先
- ・その他必要事項

3 前項第2号の物資は、次のとおりとする。

- ・避難者用食糧（水、保存食、乳幼児食及び高齢者食等）
- ・避難者用毛布
- ・ビニールシート

（応援活動の諾否）

第4条 応援市町の長は、前条の規定により応援活動の要請を受けた場合において、同条の応援活動の要請に応ずることができるときは、速やかに受援市町の長に電話等により通知するものとする。この場合において、応援活動の体制が整ったときは、速やかに応援活動の内容、到着時刻等の必要事項を受援市町の長に対し電話等により通知し、その後、応援活動受諾書（様式第2号）を送付ものとする。

2 応援市町の長は、前条の応援活動の要請に応ずることができない場合は、速やかにその旨を受援市町の長に対し電話等により通知するものとし、その後、文書により通知するものとする。

（応援活動隊の指揮）

第5条 受援市町における応援活動隊の指揮は、受援市町の長が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に要した往復の経費は、応援市町の負担とする。

2 応援活動の要請による第3条第3項に規定する物資（現に備蓄している物資を除く。）を調達した経費は、受援市町の負担とする。

（応援活動の記録）

第7条 応援市町の長は、応援活動を行ったときは、応援活動記録表（様式第3号）を作成するものとする。

(応援活動の終了)

第8条 応援活動の終了は、次に定めるところによるものとする。

- 応援活動隊の長が受援市町の長に応援活動の終了を告げたとき。
- 応援活動隊の都合により、応援活動の続行が不可能になったとき。

(応援活動の終了報告)

第9条 受援市町の長は、応援活動隊が帰還後、次の事項を受援市町の長に報告するものとする。

- 応援物資の種類及び数量
- 応援活動に従事した者の所属、役職及び氏名
- 応援活動に要した車両の延べ出動台数
- 応援活動の記録
- 応援活動に要した経費
- その他必要事項

(損害補償)

第10条 応援活動に従事した者が、同活動中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、法令又は条例の適用がある場合を除き、受援市町が負担する。

(連絡先)

第11条 この協定に関する連絡先は、別表のとおりとする。

2 別表の連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく相手方にその旨を連絡するものとする。

(疑義の協議)

第12条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 8月23日

(2005年)

甲 大阪府吹田市泉町
1丁目3番40号
吹田市

代表者

吹田市長 阪口 善雄

乙 福井県三方上中郡
若狭町中央1-1
若狭町

代表者

若狭町長 千田 千代和

災害時の相互応援に関する協定書

滋賀県高島市および福井県三方上中郡若狭町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合、災害を受けた協定市町に対する応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水および生活必需物資、ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (4) 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 避難者および傷病者等（以下、「避難者等」という。）の受入
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする協定市町（以下、「受援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、電話またはファックス等により応援を要請し、後日、速やかに災害発生による応援要請書（様式1号または様式2号）を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、業務の内容および人員
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名・規格・数量等
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、避難者等の数、状態、緊急性および搬送の可否
- (5) 応援の期間、場所および経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援要請を受けた協定市町（以下、「応援市町」という。）は、受援市町に対して別紙様式3号により通知するものとする。なお、通知の方法については、前項に準じて行う。

（応援物資の配送）

第3条 応援市町は、応援物資を配送する場合、受援市町が求める場所まで当該物資を届けるものとする。

（避難者等の受入）

第4条 避難者等の受入は、応援市町の受入決定を受けて行うものとし、避難者等の輸送については、基本的に受援市町において実施するものとする。

ただし、受援市町が、災害による体制等の混乱により避難者等の搬送が出来ない場合は、応援市町が搬送を行うものとする。

(自主応援活動の実施)

第5条 協定市町は、相互の区域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により自主応援活動を実施できるものとする。

(応援活動の記録)

第6条 応援市町は、応援活動を行ったときは、様式4号により応援活動の記録を行うものとする。

(応援活動の終了)

第7条 応援活動の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援活動が完了し、応援隊の長から受援市町の長に対して完了報告を行ったとき。
- (2) やむを得ない事情等により受援市町の長が、活動の継続が不可能と判断したとき。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として受援市町が負担するものとする。ただし、自主応援活動に要する経費の負担については、協定市町が協議して定めるものとする。

- (1) 第1条第2号および第3号の業務に要する経費、購入費および輸送費
- (2) 第1条第4号および第5号の業務に要する経費、借上料、輸送費および破損または故障が生じた場合の修理費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協定市町が必要と認める経費

(経費の請求)

第9条 前条に定める経費の請求は、第6条に定める応援活動記録表を添付して、別紙様式5号により応援市町の長が受援市町の長に対して行うものとする。

ただし、自主応援活動に要する経費の請求については、協定市町が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第10条 応援活動に従事した者が、同活動中に負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、法令または条例の適用がある場合を除き、受援市町が負担するものとする。

(連絡担当および連絡体制の確立)

第11条 協定市町は、別表による所管課を連絡担当とし、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、あらかじめ必要な資料等を交換するとともに、相互の連絡体制を確立するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協定市町が協議し定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年2月20日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年2月20日

滋賀県高島市新旭町北畑565

高島市

高島市長 海東 英和

福井県三方上中郡若狭町中央1-1

若狭町

若狭町長 千田 千代和

資料8-6 応援要請の様式(1)

第 号

年 月 日

殿

福井県三方上中郡若狭町長

応援要請書

災害対策基本法第67条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

資料 8-6 応援要請の様式 (2)

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災 害 種 別	地震・水害・火災・その他
---------	--------------

要請年月日	年 月 日 時 分
主管部名	
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充・資器材調達・車両調達・燃料調達 広報依頼・自衛隊派遣要請 その他 ()
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

資料 8-7 若狭町災害時生活必需物資供給協力協定実施要綱

若狭町災害時生活必需物資供給協力協定実施要綱

平成 23 年 2 月 28 日 告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地震、風水害その他の災害発生時又はおそれがある場合に、応急措置のため緊急に食糧等生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図る必要が生じた場合、その調達についての協力を要請するため、供給協力店との間に事前に協定書を締結し、災害時における物資の供給体制を確立し、もって町民生活の安定に資するものとする。

(協力要請)

第 2 条 災害時における応急措置として、緊急に物資の確保を図るため、町長が必要と認めるときは供給協力店等の保有する物資の調達を要請するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 供給協力店等は、町の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

(供給協力店等の選定)

第 4 条 供給協力店はスーパーチェーン店等の小売店、卸売業者等であって、次の選定条件に基づき町長が適当と認めるものの中から選定する。

- (1) 緊急に必要な物資について、その全品目または特定の品目の在庫が相当量あり、かつ町外にある本支店等あるいは取引先などからも相当量の緊急調達が可能で、町の供給要請に十分協力できること。
- (2) 町の供給要請に協力することによって一般営業に支障をきたし、災害時における周辺住民に対する生活必需物資の供給に著しい影響をおよぼすおそれがないこと。

(物資の種類)

第 5 条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品

(調達要請の手続き)

第 6 条 供給協力店等に対する物資の調達要請は災害緊急物資要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資の価格)

第 7 条 災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の取引)

第 8 条 物資の引渡し場所は町と供給協力店等と協議のうえ定めるものとし、当該場所において町職員が調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

(保有数量の報告)

第 9 条 本協定の万全な実施を図るため、町は協力店等に対し、その在庫品目、数量等について報告を求めらるものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

災害緊急物資要請書

供給協力店 様

若狭町長

年 月 日付けで締結した災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 物資の種類、数量

2 物資の引渡場所

災害時等における物資の供給に関する協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、若狭町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という）において第4条（物資の種類）に掲げる生活必需物資（以下「物資」という）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、若狭町地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（物資の引渡）

第5条 物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（物資の価格及び運搬費用）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬の費用については、甲の負担とする。

（代金の請求）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成 年 月 日までとする。但し、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

若狭町災害時要援護者福祉避難所整備事業実施要綱

平成 23 年 2 月 28 日 告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害時における一次避難所での避難生活において特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を、社会福祉施設等を利用した福祉避難所に収容し保護することにより、特別な支援を実施し、要援護者の安定した避難生活を確保することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、若狭町（以下「町」という。）とする。

(対象者)

第 3 条 次に掲げる者のうち、町内に居住する者で町長が認めたもの（以下「要援護者等」という。）は、この事業により福祉避難所に収容することができる。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、福祉避難所において特別な支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、福祉避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

(福祉避難所)

第 4 条 この事業において、福祉避難所とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（様式以下「協定書」という。）により、町と社会福祉法人等（以下「法人等」という。）間で福祉避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び町長が指定する町の施設とする。

(協定の締結)

第 5 条 社会福祉施設等を福祉避難所として使用するためには、前条の規定による協定書を町長と法人等間で締結するものとする。

(要援護者等の受入手続)

第 6 条 町長は、要援護者等の福祉避難所への収容が必要となったときは、要援護者等の受入れについて、要援護者等受入依頼書（様式第 1 号）により法人等に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(要援護者等の受入期間)

第 7 条 要援護者等の受入期間は、原則として 7 日以内とする。

(要援護者の移送)

第 8 条 要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族及び支援者が行うものとする。

(受入状況の報告)

第 9 条 要援護者等を受入れた法人等は、その受入状況について、要援護者等受入状況報告書（様式第 2 号）により町長に報告するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 10 条 町長は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 町長は、福祉避難所が要援護者を適切に介助できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第 11 条 福祉避難所において、要援護者等が利用期間内に要した経費については、原則として町が負担するものとする。

(負担金の請求)

第 12 条 要援護者等を受入れた法人等は、要援護者等が利用期間内に要した経費について、町長に請求す

るものとする。

(負担金の決定)

第13条 町長は、前条の規定に基づき、法人等が請求した内容を審査の上、負担の要否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき負担を決定したときは、速やかに支出の手続きを行うものとする。

(運営計画の策定)

第14条 町長及び法人等は、福祉避難所の運営に係る人員体制及び連絡体制等について協議の上、運営計画を策定するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 町長及び法人等は、本事業を円滑に実施するために、関係機関との連携に努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

要援護者等受入依頼書

施設管理者 様

若狭町長



年 月 日付けで締結した災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、
下記のとおり要援護者等の受入を依頼します。

記

1 福祉避難所として使用する施設名等

(1) 所在地

(2) 施設名

2 受入を依頼する者

(1) 対象者

氏名

住所

生年月日

心身の状況

連絡先等

(2) 身元引受人

氏名

住所

連絡先等

3 受入予定期間

要援護者等受入状況報告書

若狭町長 様

施設管理者



年 月 日の状況は次のとおりです。

氏名	住所	生年月日	心身の状況	連絡先	備考

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、若狭町内における大規模な地震及び風水害等の災害により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所での生活において特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所として使用する施設)

第4条 福祉避難所として使用する施設は、別表のとおりとする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、生年月日及び連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族及び支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医療品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、 年 月 日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

(別表)

施設名称	所在地

資料 8-9 災害関連協定締結先一覧表

[平成 25 年 3 月現在]

締 結 先	内 容
福井県・県内各市町	相互応援に関する協定
吹田市	//
高島市	//
高槻市、益田市	//
あわら市・美浜町	湖における環境被害時の相互応援に関する協定
環境自治体会議を構成する市区町村	相互支援に関する協定
近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ
一般社団法人若狭町建設業会	応急対策に関する協定
社団法人福井県LPガス協会敦賀支部・若狭支部	//
小浜市電工会	//
若狭町管工事組合	水道施設の応急活動に関する協定
若狭農業協同組合	災害時の物資に関する協定
敦賀美方農業協同組合	//
協同組合三方ショッピングセンター	//
株式会社PLANT	//
株式会社若狭瓜割	//
株式会社光洋 若さ工場	//
福井県民生活協同組合	//
社会福祉法人松寿会	災害時の福祉避難所に関する協定
医療法人敦賀温泉病院	//
若狭町社会福祉協議会	//
社会福祉法人コミュニティネットワークふくい	//

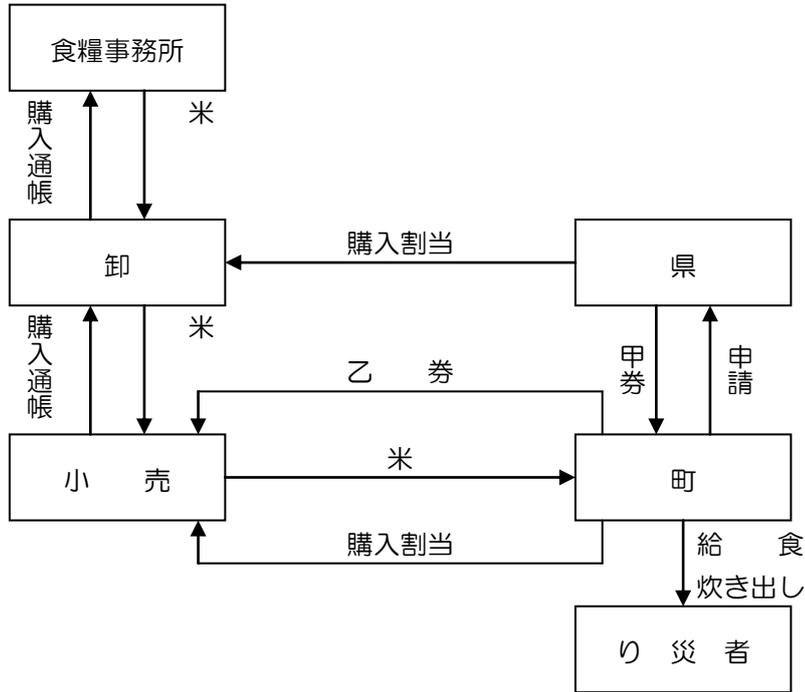
災害時の福祉避難所に関する協定によって指定された福祉避難所

施設名称	所在地
若狭町地域福祉推進拠点施設（五湖の郷）	若狭町田井 2 4 - 2
若狭町地域福祉センター（泉）	若狭町井崎 4 0 - 8 0
若狭町国民健康保険介護サービス施設他（パレア）※ 1	若狭町市場 1 8 - 1 8
特別養護老人ホーム松寿苑	若狭町井ノ口 3 2 - 6 - 1
介護老人保健施設ゆなみ	若狭町岩屋 6 1 - 3 1
C・ネットふくい若狭事業所	若狭町下タ中 1 1 - 2 7 - 1

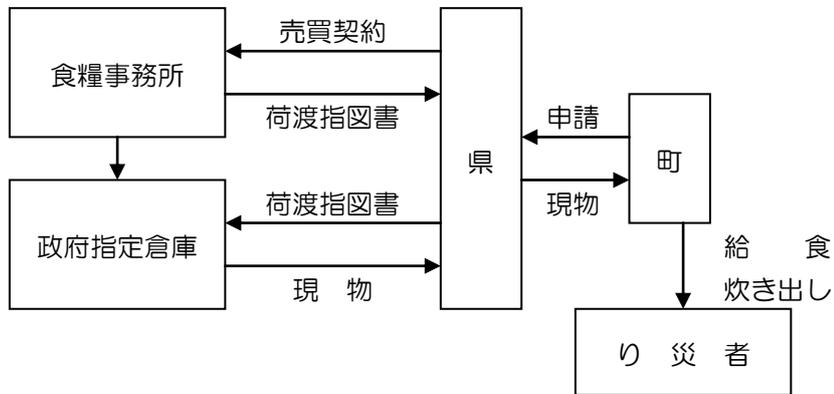
※ 1 … 若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス、パレア若狭リラクゼーション施設の 3 施設

資料 9-1 米穀等の配給経路

災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米配給経路（現地調達分）



災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米穀及び乾パン配給経路（政府直売分）



資料 9-2 米穀備蓄倉庫一覧

管理者等	倉庫番号	建物構造	所在地	面積 (m ²)	内容積 (m ³)	収容力 (ト)
J A 敦賀美方低温倉庫	本所 2 号		若狭町鳥浜 46-5	475	—	982
若狭農業協同組合 上中ふれあいセンター	4	RC	// 大鳥羽 25-27-1	191	1,194	338
	16	W	// 上吉田 4-35-1	232	1,621	540
	17	S	// 井ノ口 9-5-1	308	2,004	774
	11	RC	// 玉置 11-32	163	988	330

資料 10-1 町内医療関係機関一覧表

[平成 27 年 月 日現在]

医療施設名	所在地	電話番号	診療科名	病床数
上中病院	若狭町市場 19-5	0770-62-1188	内・小児・整形	81
嶺南こころの病院	// 市場 24-18-1	0770-62-1131	内・精神・心療内	170
レイクヒルズ美方病院	// 気山 315-1	0770-45-1131	内・外・整形・小児・耳鼻咽喉・リハビリ	220
三方診療所	// 横渡 1-4-1	0770-45-0714	内・外・歯	0
関根医院	// 北前川 48-15	0770-45-0022	内・外・整・小児・胃腸・麻酔・肛門	0
加藤医院	// 鳥浜 25-17	0770-45-0048	内・小児	0
千葉医院	// 井ノ口 29-28-1	0770-62-2000	内・小児	0
とむらクリニック	// 井崎 57-4-1	0770-45-3022	内・外・麻酔・肛門・皮膚	0
山本こども診療所	// 市場 14-3-1	0770-62-0138	小児・リハビリ	0
かみなか歯科医院	// 市場 21-8-7	0770-62-1789	歯	0
中村歯科医院	// 北前川 43-32-1	0770-45-0020	歯	0

資料 10-2 救急告示医療機関一覧表

[平成 21 年 5 月 1 日現在]

医療施設名	所在地	電話番号	病床数	備考
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	410	
市立敦賀病院	敦賀市三島 1-6-60	0770-23-3611	375	
独立行政法人国立病院機構 福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1	0770-25-1600	320	
泉ヶ丘病院	敦賀市中 81-1-11	0770-22-7700	196	

資料 10-3 感染症指定医療機関一覧表

[平成 18 年 月 日現在]

医療施設名	所在地	電話番号	病床数	備考
市立敦賀病院	敦賀市三島 1-6-60	0770-23-3611	2	
独立行政法人国立病院機構 福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1	0770-25-1600		
泉ヶ丘病院	敦賀市中 81-1-11	0770-22-7700	-	
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	2	第2種

資料 11-1 町車両保有台数一覧

[平成 22 年 3 月末現在]

種 別	乗 用 車	ス ク ー ル バ ス	マ イ ク ロ バ ス	大 型 バ ス	霊 柩 車	除 雪 車	給 食 運 搬 車	ガ ラ ス 瓶 色 分 別 回 収 車	ご み 処 理 場 内 作 業 車	ご み 収 集 車	グ ラ ウ ン ド マ ス タ ー	有 害 鳥 獣 収 集 車	有 害 鳥 獣 処 理 施 設 内 作 業 車	計
合 計	53	3	2	0	2	13	4	1	2	1	1	1	1	84

資料 11-2 車両(トラック)の借上先一覧表

[平成 27 年 3 月現在]

名 称	住 所	電話番号	車 両 台 数				
			大型 (10t)	中型 (4t)	小型 (2t)	特殊	合計
(株)若狭輸送	若狭町井ノ口 11-1-1	62-0003	7	13			20
(株)インホ-観光自動車	// 気山 233-8	45-0251	11	3	1		15
(株)三方運輸	// 能登野 36-5-1	45-2378	8	5			13
(株)タニグチ三方営業所	// 北前川 13-11-1	45-1580			5		5

[平成 年 月 日現在]

名 称	住 所	電話番号	車 両 台 数				
			大型 (10t)	中型 (4t)	小型 (2t)	特殊	合計
若狭町建設業会	若狭町若狭テクノバレー 1-6-2	62-0333	7	5	3	27	42

資料 11-3 船舶借上先一覧表

[平成 18 年 月 日現在]

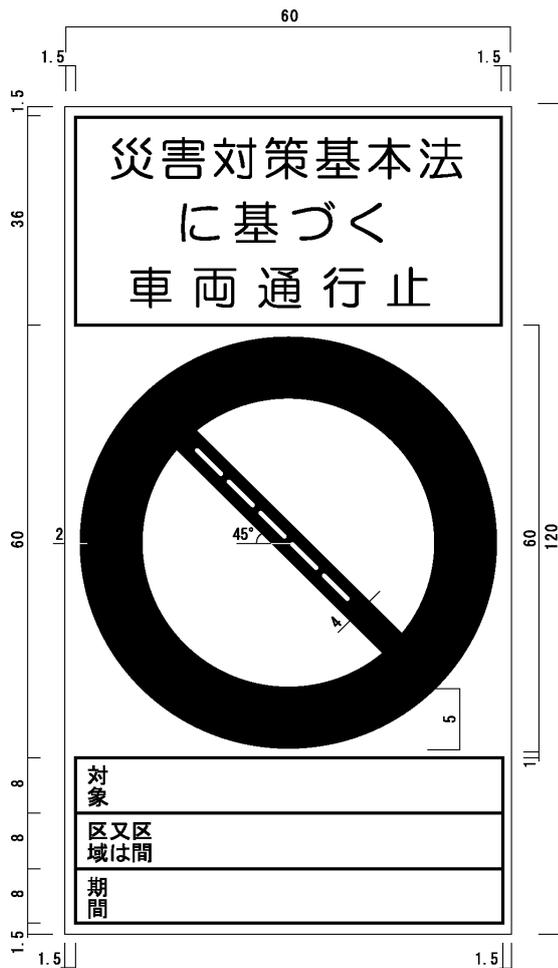
名 称	住 所	電話番号	船 舶 数		
			小型漁船	大型漁船	計
若狭三方町漁協(本所)	若狭町小川 17-36	47-1331	63		63
〃 (世久見支所)	〃 世久見 4-13	46-1311	79		79
〃 (常神支所)	〃 常神 1-78	47-1630	83	1	84
〃 (神子支所)	〃 神子 3-5	47-1629	73		73
〃 (遊子)			16		16
〃 (塩坂越)			22		22
鳥浜漁協	〃 鳥浜 55-15	45-0005	18		18
海山漁協	〃 海山	47-1266	10		10

資料 11-4 ヘリポート適地一覧表

[平成 18 年 月 日現在]

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	ヘリポートの広さ	備 考
鳥羽小学校グラウンド	若狭町三田 26-3-1	若狭町	64-1200	100×60m	
瓜生小学校グラウンド	〃 脇袋 7-17	〃	62-0508	100×90m	
熊川小学校グラウンド	〃 熊川 43-25-1	〃	62-0206	90×60m	
三宅小学校グラウンド	〃 井ノ口 49-11	〃	62-0005	100×90m	
野木小学校グラウンド	〃 武生 15-7-1	〃	57-1300	100×75m	防災ヘリ指定場所
上中中学校グラウンド	〃 井ノ口 55-5-1	〃	62-0015	120×90m	
かみなか農村運動公園	〃 市場 8-27	〃	62-0144	100×60m	防災ヘリ指定場所
三方小学校グラウンド	〃 三方 50-9	〃	45-0019	70×130m	小型機
梅の里小学校グラウンド	〃 田井 23-10-1	〃	46-1031	100×100m	大型機
みそみ小学校グラウンド	〃 上野 5-6-1	〃	45-0710	100×75m	大型機
明倫小学校グラウンド	〃 藤井 2-43	〃	45-0069	80×120m	小型機
岬小学校グラウンド	〃 神子 14-4	〃	47-1110	100×80m	防災ヘリ指定場所
三方中学校グラウンド	〃 北前川 48-10	〃	45-0059	100×200m	防災ヘリ指定場所
三方自然休養村農村広場	〃 中央 1-4	〃	45-1111	90×90m	小型機
地域福祉センター「泉」	〃 井崎 40-80	〃	45-2837	60×100m	小型機
若狭三方漁協(本所)	〃 小川 17-36	〃	47-1331	60×100m	小型機
〃 (常神支所)	〃 常神 1-78	〃	47-1630	50×120m	小型機
〃 (世久見支所)	〃 世久見 4-13	〃	46-1311	50×120m	小型機
県立美方高校	〃 気山 114	福井県	45-0793	100×150m	大型機
食見区駐車場	〃 食見	〃		50×120m	小型機
町営ゲートボール場	〃 北前川 27-8	若狭町	45-1111	110×86m	防災ヘリ指定場所
常神漁港岸壁	〃 常神	〃		105×50m	防災ヘリ指定場所
小川漁港岸壁	〃 小川	〃		85×35m	防災ヘリ指定場所

資料 11-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



備考

1. 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は通行の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 12-1 火葬場一覧表

[平成 年 月 日現在]

名 称	所 在 地	電話番号	火葬炉の数	緊急時の火葬数
若狭町斎場	若狭町北前川 64-4-61	0770-45-1701	2	6

資料 12-2 廃棄物等処理施設一覧表

[平成 27 年 1 月 1 日現在]

名 称	所 在 地	電話番号	区 分	処理能力
ガス化溶融施設	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300	一般廃棄物	22 トン/日
リサイクルプラザ	// 向笠 128-13-1	0770-45-2300	最終処分場	8.5 トン/5h
三方五湖環境	// 気山 177-17-1	0770-45-0470	し尿処理業者	
クリーンセンターかみなか	// 下夕中 14-2-3	0770-62-1570	一般廃棄物 最終処分場	37,500 m ³
一般廃棄物最終処分場	美浜町新庄 291-36-4		一般廃棄物 最終処分場	11,800 m ³
美方し尿処理場	// 久々子 31-3	0770-32-6670	し尿処理施設	41 トン/日
小浜市クリーンセンター	小浜市谷田部 63-5	0770-53-5550	ごみ焼却施設	56 トン/日
小浜市衛生管理所	// 飯盛 3-1	0770-52-1522	し尿処理施設	50 トン/日
若狭総合環境センター	// 湯岡 11-4-1	0770-52-1185	し尿処理業者	トン/日

資料 12-3 ごみ収集車両及び従業員数一覧表

[平成 27 年 1 月 1 日現在]

区 域	区 分	収 集 運 搬 車					
		中 型		小 型		合 計	
		台 数 (台)	積 載 量 (t)	台 数 (台)	積 載 量 (t)	台 数 (台)	積 載 量 (t)
三 方	可燃物用	1	4.0	1	2.0	2	6.0
	不燃物用			4	7.0	4	7.0
上 中	可燃物用	1	4.0			1	3.5
	不燃物用	1	4.0	1	1.0	2	5.0